

## ●小山町暴力団排除条例の制定について(概要)

町民・警察・事業者が連携して町から暴力団を排除し安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の発展のため条例を制定するものです。

(条例の概要)

- ・第1条(目的) 暴力団の排除を推進し、もって町民の安全かつ平穏な生活を確保し及び小山町における社会経済活動の健全な発展に寄与する。
- ・第2条(定義) 用語の意義について定める。
- ・第3条(基本理念) 暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本理念とする。
- ・第4条(町の役割) 町は基本理念にのっとり暴力団の排除に関する施策を総合的に推進する。
- ・第5条(町民の役割) 町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努める。
- ・第6条(町の事務及び事業における措置) 町の事務及び事業からの暴力団の排除のため必要な措置を講ずる。
- ・第7条(町民等に対する支援) 町民等に対して、情報の提供その他必要な支援を行う。
- ・第8条(青少年に対する教育等のための措置) 青少年に対して指導、助言その他の適切な措置を講ずる。
- ・第9条(利益の供与の禁止) 町民は、暴力団等又はその指定した者に対して利益の供与をしてはならない。
- ・第10条(暴力団の威力を利用することの禁止) 町民は暴力団の威力を利用してはならない。
- ・第11条(委任) 条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

**※平成24年2月3日から2月23日まで、本案に係るパブリックコメント制度を実施します。**